

岩手県告示第 904 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 12 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町字土倉 298 番 752 地先から 298 番 50 地先まで	新	m 15.7~11.4	m 210.0
	旧	15.7~5.1	210.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 21 年 12 月 4 日から平成 22 年 1 月 4 日まで